

# 地域再生計画

## 1 地域再生計画の名称

敦賀市「清らかな水環境の再生」計画

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

敦賀市

## 3 地域再生計画の区域

敦賀市の全域

## 4 地域再生計画の目標

敦賀市は古くから港を中心に日本海沿岸の重要な貿易拠点として栄えるとともに、近年は舞鶴若狭自動車道の整備やJR北陸本線・湖西線直流化が進むなど、自動車・鉄道交通においても北陸の玄関口となっている。こうした利点を活かし、敦賀市では現在産業団地の整備を進め、交通利便性を踏まえた関西地域との経済的結びつきの強化を図っている。

1999年、敦賀港開港100周年を記念して「つるが きらめきみなと博21」を開催し、60万人以上が訪れた。その跡地は現在、緑地や旧敦賀港駅を復元した展示施設などが残り、観光名所として整備が進められているが、その基礎となるのは海辺の水環境である。また名勝「気比の松原」や北陸の総鎮守「気比神宮」、金ヶ崎城跡など貴重な観光資源を有しているが、これらもまた、豊かな水辺環境との共存の上に成り立っている。加えて笙の川、井の口川などの河川は、生活におけるアメニティ空間としても貴重な存在である。

敦賀市の河川は、ほとんどが市内に源流を持っており、清らかな水流を持つこれらの河川を後世に残していくため、敦賀市では平成14年3月「敦賀市環境基本計画」を策定し、「さわやかな風 清らかな水 人と自然がふれあえるまち つるが」を環境未来像として設定し体系的に施策を推進している。水辺環境の根源となる河川については、自然環境のバロメーターとして重視し、河川に生息するアジメドジョウやトンボ・ホタルといった身近な生物を保全し、憩いの場としての水辺環境の保全を施策の基礎としている。

具体的には河川水質及び地下水質・水位の定期的調査をはじめ、市民の環境

保全団体「つるが環境みらいネットワーク」との協働により、研修・講演会や小学生を対象に生物観察会（きのめちゃんと体験！）などを開催するとともにCATV等による広報活動を行い、市民の環境認識を深めている。また、地元企業に対しては、地下水揚水事業所と水環境整備懇談会の開催、水道水源保護条例の制定により、採石場や廃棄物処理施設への観測井戸の設置義務づけ等を行っている。

このように河川における水環境の保全は、生活者の意識におけるアメニティ重視、また本市における観光資源としての性格から、ますます重要になってきている。

一方、海の水質環境であるが、本市の汚水の最終的な放流先は敦賀湾である。敦賀湾は閉鎖性水域であるため、最も公共用水域の保全に効果的な施策として、下水道の整備が挙げられ、敦賀湾の水質保全を図るためにも早急な下水道整備が必要となっている。

公共下水道については、昭和49年度に着手し、昭和58年度の供用開始を経て、順次区域の拡張を行い、現在1,332.4haの事業認可を受けている。公共下水道区域の拡張は、核家族化の影響などで本市郊外部への開発が進むなどの影響によるもので、下水道整備を実施しなければ水辺環境の保持が困難になってきている。また放流水量の増加に伴い、将来的には窒素、磷が環境基準を超過することが予想されるため、平成16年度から高度処理を開始し、敦賀湾の富栄養化防止を図っている。

また、平成3年度から漁業集落排水、平成4年度から農業集落排水にそれぞれ着手し、併せて6地区で供用を開始し、2地区で整備を進めている。

これらの地区以外では平成3年度から合併処理浄化槽の設置を促進するための補助制度を創設し、総合的な汚水処理施設の整備を市内全域に進めているところである。

本地域再生計画は、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置をさらに推進することにより、河川及び海の清らかな水を守り、自然環境の基礎となる水辺環境を後世に継承していくとともに、環境保全団体との協働による啓発活動や研修会などを通じて、水辺環境に生息する生物の保全及び生活アメニティの確保を図ることにより、総合的な水環境の保全を目指している。このことは、水辺環境と共存した貴重な観光資源を維持することにもなり、交流人口の増加をもたらすことから、北陸の交通要衝として敦賀市の地域経済発展にも資するものである。

（目 標）

汚水処理施設の整備促進

（汚水処理人口普及率の向上 77.9%（H16年度末） 87.8%）

## 5 目標を達成するために必要な事業

### 5 - 1 全体の概要

目標（汚水処理人口普及率 87.8% を達成するため、公共下水道（中郷地区の一部）、合併処理浄化槽（公共下水道事業、集落排水事業以外の地区）が相互に連携しながら、公共用水域の水質保全を早急に図るとともに、生活環境を改善させ、汚水処理人口普及率の向上のための施設整備を行う。

また、環境保全団体との協働による啓発活動や研修会などを実施し、水辺における生物の保全及び生活アメニティの確保を図る。

### 5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道...平成 14 年 9 月に事業認可

#### [事業主体]

- ・いずれも敦賀市

#### [施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

#### [事業区域]

- ・公共下水道 中郷地区の一部
- ・合併処理浄化槽 公共下水道、漁業集落排水及び農業集落排水の事業認可区域以外の区域

#### [事業期間]

- ・公共下水道 平成 18 年度～ 21 年度
- ・合併処理浄化槽（個人設置型） 平成 17 年度～ 21 年度

#### [整備量]

- ・公共下水道 200 ～ 800  
L = 4,185 m

- ・合併処理浄化槽（個人設置型）

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	合 計
5 人槽	60	55	55	41	34	245
7 人槽	35	13	12	16	14	90
10 人槽	5	2	3	3	2	15
合 計	100	70	70	60	50	350

なお、各施設による新規処理人口は次の通り

公共下水道	750人
合併処理浄化槽（個人設置型）	1,400人

[ 事業費 ]

・公共下水道	774,000千円
（うち、交付金	387,000千円）
単独事業分	180,000千円
・合併処理浄化槽（個人設置型）	139,620千円
（うち、交付金	46,540千円）
・合計	913,620千円
（うち、交付金	433,540千円）
単独事業分	180,000千円

### 5 - 3 その他の事業

#### 5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

#### 5 - 3 - 2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

水と自然をテーマとしたイベントによる環境教育等の取組み

- ・市民団体「つるが環境みらいネットワーク」との協働による研修・講演会の開催
- ・小学生対象の生物観察会（きのめちゃんと体験！）などの開催
- ・CATV等による広報活動

水質に関する規制、監視、評価指導等の取組み

- ・河川水質及び地下水質・水位の定期調査
- ・水環境整備懇談会の開催、水道水源保護条例の運用

## 6 計画期間

平成17年度～21年度

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、汚水処理人口普及率の数値目標に照らし、関係部署により状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じ、事業の内容の見直しと評価・検討を行う。

- 8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項  
該当なし